

屋外広告物のルールを守り、美しいまちづくり

沼津市では、屋外広告物法に基づく静岡県屋外広告物条例によりルールを定め、広告物の大きさ、高さ、面積等を制限しています。

屋外広告物の多くは許可が必要です。屋外広告物のルールを守り、美しいまちづくりに御協力をお願いします。

屋外広告物とは

屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。

(法第2条)

- 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- 屋外で表示されるもの
- 公衆（不特定多数の人）に表示されるもの
- 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの

屋外広告物規制の概要

特別規制地域（条例第3条）

- 特に良好な景観を形成するため、屋外広告物を表示、設置してはならない地域です。
- 風致地区、指定文化財の周囲、東名高速道路や新幹線など主要道路・鉄道・海岸周辺の指定された地域、都市公園や学校などです。
- 自家広告物や、案内広告物、国や県、市町村の公共広告物は、一定のルールのもとに表示できます。

普通規制地域（条例第5条）

- 特別規制地域を除いた地域のうち、屋外広告物の表示、設置に許可が必要となる地域です。
- 商業地域などの用途地域や、主要道路・鉄道・海岸周辺の指定された地域などです。

禁止広告物（条例第8条）

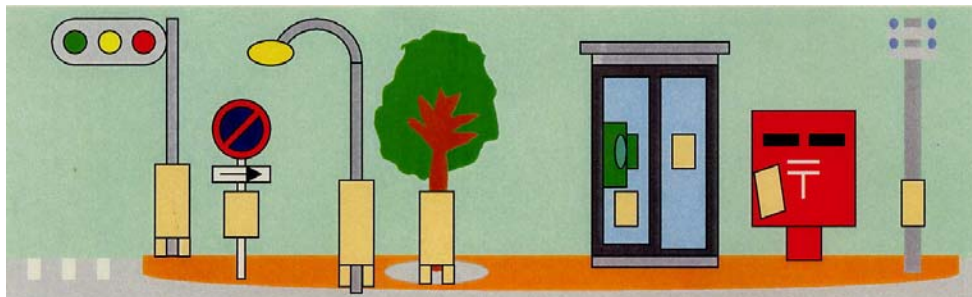
次のような屋外広告物は、どんな場合も表示、設置ができません。

- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- 交通の安全を阻害するもの など

禁止物件（条例第4条）

次のような屋外広告物の表示、設置が禁止されている物件をいいます。

- 信号機、道路標識、ガードレール、歩道橋、街路樹、石垣、擁壁、道路の路面など
- 電柱、街灯樹等には、はり紙、はり札、のぼり旗、立看板類を表示することはできません。
- 自家広告物、国や県、市町村の公共広告物など、一定のルールのもとで表示できるものもあります。



※このような掲出はできません。

適用除外（条例第6条）

法令の規定によるものなどは許可が不要であったり、社会生活上、最低限に必要なものは、一定基準内であれば特別規制地域や禁止物件でも許可を受けて表示できます。

主な広告物は次のとおりです。

- 自家広告物で表示面積の合計が、特別規制地域 5 平方メートル以内、第 1 種普通規制地域 10 平方メートル以内、第 2 種普通規制地域 20 平方メートル以内のもの
- 道路標識など法令の規定により表示するもの
- 公職選挙法による選挙運動用ポスター、立札など
- 冠婚葬祭等の一時的な広告物 など

屋外広告物を表示する方へのお願い

- **事前に相談してください。**
許可基準にそって計画いただくために事前に相談を行っています。
- **手数料がかかります。**
広告物の個数や表示面積に応じて所要の許可手数料がかかります。
- **道路占用や工作物確認が必要になることがあります。**
道路を占用する場合は道路占用許可が必要です。また、4 mを超える広告塔などは建築確認が必要です。
- **許可シールを貼ってください。**
許可を受けた広告物は、発行した許可シールをはってください。
- **安全点検を行ってください。**
定期的に安全点検を実施し、常に良好な状態を保つようにしてください。
工作物確認の必要な広告物は、屋外広告登録業者等を管理者に置いて下さい。
- **許可の有効期間を守ってください。**
許可の有効期間は通常 2 年以内です。引き続き表示するときは、更新の手続きが必要です。表示の必要がなくなったときは、すみやかに除却してください。

〒410-8601

沼津市御幸町 16-1 沼津市役所都市計画部計画課

TEL 055-934-4760

個別基準の主なもの

地域①は特別規制地域／地域②は普通規制地域（-1は第1種、-2は第2種）

広告塔

地域①は自家広告物に限る／地域②

高さ $H \leq 15\text{m}$
面積 $S \leq 30\text{m}^2$ (一面)

地域①-1
高さ $H \leq 10\text{m}$
面積 $S \leq 30\text{m}^2$ (一面)

地域②-1
主要道路・鉄道等から100m以上の地域とする(自家広告物を除く)

ステッカー

広告板

地域①は自家広告物に限る／地域②

高さ $H \leq 5\text{m}$
面積 $S \leq 30\text{m}^2$ (全面)

地域②-1 主要道路・鉄道等から100m以上の地域とする(自家広告物を除く)

ステッカー

屋上広告

地域①は自家広告物に限る／地域②

ステッカー

地域①-1
高さ $h1 \leq 2/3H$
 $h1 \leq 5\text{m}$

地域①-2
高さ $h1 \leq 2/3H$
 $h1 \leq 10\text{m}$

地域②
高さ $h1 \leq 2/3H$
 $h1 \leq 15\text{m}$

壁面広告

地域①は自家広告物に限る／地域②

ステッカー

- ・ $S1 < 300\text{m}^2$ の場合 $S2 \leq 1/5 S1$ ただし $1/5 S1 < 15\text{m}^2$ の場合 15m^2 まで可
- ・ $S1 \geq 300\text{m}^2$ の場合 $S2 \leq 1/10 S1$ ただし $1/10 S1 < 60\text{m}^2$ の場合 60m^2 まで可
- ・ 地域②-2 $S2 \leq 1/5 S1$ ただし $1/5 S1 < 15\text{m}^2$ の場合 15m^2 まで可

突出看板

地域①は自家広告物に限る／地域②

$W \leq 1.5\text{m}$
歩道 $H \geq 2.5\text{m}$
 $S \leq 20\text{m}^2$ (一面)
車道 $H \geq 4.7\text{m}$
 $S \leq 20\text{m}^2$ (一面)

ステッカー

地域②-2
 $W \leq 1.5\text{m}$
歩道 $H \geq 2.5\text{m}$
 S 制限なし
車道 $H \geq 4.7\text{m}$
 S 制限なし

塀の看板

地域①は自家広告物に限る／地域②

- ・ $S1 < 300\text{m}^2$ の場合 $S2 \leq 1/5 S1$ ただし $1/5 S1 < 15\text{m}^2$ の場合 15m^2 まで可
- ・ $S1 \geq 300\text{m}^2$ の場合 $S2 \leq 1/10 S1$ ただし $1/10 S1 < 60\text{m}^2$ の場合 60m^2 まで可
- ・ 地域②-2 $S2 \leq 1/5 S1$ ただし $1/5 S1 < 15\text{m}^2$ の場合 15m^2 まで可

ステッカー

町内会・自治会などの掲示板

地域①／地域②

野立て $H \leq 5\text{m}$
 $S \leq 5\text{m}^2$ (全面)

壁面利用 $S \leq 5\text{m}^2$ (全面)

塀利用 $S \leq 5\text{m}^2$ (全面)

ステッカー

道標・案内看板

地域①／地域②

$H \leq 5\text{m}$

地域① $S \leq 3\text{m}^2$ (一面)
 $S \leq 6\text{m}^2$ (全面)
5者以上協同 $S \leq 10\text{m}^2$ (一面)
 $S \leq 20\text{m}^2$ (全面)

地域②-1 $S \leq 5\text{m}^2$ (一面)
 $S \leq 10\text{m}^2$ (全面)
5者以上協同 $S \leq 15\text{m}^2$ (一面)
 $S \leq 30\text{m}^2$ (全面)

地域②-2 広告塔と同じ
広告板と同じ

ステッカー

はり紙・はり札・立看板

地域①は自家広告物に限る／地域②

- ・ $S1 < 300\text{m}^2$ の場合 $S2 \leq 1/5 S1$ ただし $1/5 S1 < 15\text{m}^2$ の場合 15m^2 まで可
- ・ $S1 \geq 300\text{m}^2$ の場合 $S2 \leq 1/10 S1$ ただし $1/10 S1 < 60\text{m}^2$ の場合 60m^2 まで可
- ・ 地域②-2 $S2 \leq 1/5 S1$ ただし $1/5 S1 < 15\text{m}^2$ の場合 15m^2 まで可

ステッカー

(注)：一面とは1つの面、全面とは2つ以上の合計の面

詳細な基準についてはお問い合わせください。